

荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画（案）に対する 公聴会の開催と公述人の募集について

この度、東京都は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画（案）（以下「対策計画（案）」という。）を作成しました。

これに対する住民の皆様の見解を聴くための公聴会を開催しますのでお知らせします。
また、公聴会に先立ち、対策計画（案）についての住民説明会を実施いたします。

記

1 荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画（案）について

(1) 主な内容 ※概要、本文については別添資料のとおり

- ア 事業の実施者：東京都
- イ 事業の実施地域：都立尾久の原公園、区立東尾久運動場及びその周辺
- ウ 事業の内容：覆土及び舗装
- エ 事業終了後の措置内容：覆土等による汚染の拡散防止効果が維持できるよう、適切な管理を行う

(2) 計画縦覧場所

- ア 東京都環境局環境改善部化学物質対策課（都庁第二本庁舎8階北側）
- イ 荒川区環境清掃部環境課（あらかわエコセンター2階）
- ウ 区立東尾久運動場管理事務所（区立東尾久運動場テニスコート脇）

(3) 縦覧期間

- 平成26年8月13日（水）～平成26年8月28日（木）（ただし、閉庁日及び定休日を除く）
※ 東京都、荒川区閉庁日：土・日・祝日、管理事務所定休日：なし

2 住民説明会・公聴会の開催及び公述人の募集について

(1) 住民説明会の開催について

- ア 日時：平成26年8月18日（月） 午後7時00分から午後8時30分（開場午後6時30分）
- イ 場所：公立大学法人首都大学東京荒川キャンパス講堂（東京都荒川区東尾久七丁目2番10号）
- ウ 備考：どなたでもご参加いただけます。

(2) 公聴会の開催について

- ア 日時：平成26年8月28日（木） 午後6時30分から午後8時30分（開場午後6時）
- イ 場所：公立大学法人首都大学東京荒川キャンパス講堂（東京都荒川区東尾久七丁目2番10号）
- ウ 内容：公述人の方に対策計画（案）に対する意見を公述していただけます。どなたでも傍聴可。

(3) 公述人の募集について

- ア 応募資格：荒川区東尾久六丁目、七丁目及び八丁目並びに同区町屋四丁目及び五丁目に住居又は在勤、在学する方（通学児童・生徒の保護者を含む。）
- イ 応募期間：平成26年8月13日（水）～平成26年8月22日（金）【必着】
- ウ 応募方法：公述人申出書により、公述申出先まで、持参、郵送、FAX又はE-mailで御応募下さい。
- エ 公述申出先：東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課
（住所）〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
（FAX）03-5388-1376 （E-mail）S0000626@section.metro.tokyo.jp

オ 公述人選定方法

- 公述人数は15人程度。公述時間は、一人10分以内とします。
応募者多数の場合は、抽選により決定し、結果を応募者へ通知します。

カ その他

公述人申出書は、上記縦覧場所で配布しております。

なお、対策計画（案）及び公述申出書等は、東京都環境局ホームページでも御覧いただけます。

(<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/index.html>)

問い合わせ先

環境局 環境改善部 化学物質対策課

TEL:03(5388)3473 (直通)